

ドイツの弁護士定員制をめぐる議論

—帝政ドイツ期およびワイマール期を中心として—

On Discussions about “numerus clausus” of the private lawyers in Germany

—especially in the era of Deutsches Kaiserreich and Weimarer Republik—

荒井 真

Makoto ARAI

はじめに

1878年ドイツには『弁護士法』Rechtsanwaltsordnung (RAO. 1879年10月1日施行)の制定とともに「自由な弁護士職」が誕生した。自由とは、国家への従属から解放され、一定の能力・条件を満たせば信仰・政治的態度に関係なく、誰でもその職に就けるということである。これは当時のドイツにおいてきわめて革新的な制度であった。なぜならば、それ以前の弁護士職は国家官吏としての性格をもち、司法省や裁判所の監督に服する存在であったからである。

自由化された弁護士職には、その直後から法学を修めた多数の人材が参入することになる。しかしながら、弁護士が激増し、弁護士の経済的状況が悪化すると、弁護士過剰による弁護士職の貧困化は、弁護士職を弱体化し、よって司法全体にとって不利益をもたらすという意見が強く主張されるようになった。そして、弁護士認可に制限を設ける「定員制」numerus claususを導入しようという動きが生まれたのである。

これに対して、定員制導入を国家への従属と捉える自由主義的

な弁護士たちは、強く反発し、定員制の是非をめぐる一大論争が、第一次世界大戦を挟んで、長期間にわたって行われることになる。

本稿では、第1章において、弁護士定員制がどのような歴史的背景から生まれ、消滅し、その後、その復活のためにどのような論争があったのかを明らかにする。第2章では、定員制反対論者と賛成論者の議論を具体的に考察し、それぞれが自らの立場の正当化のためにいかなる論理を用いたかを示していきたい。

第1章 弁護士定員制の歴史

第1節 自由化以前の弁護士職

ドイツ地域において法実務家は、15世紀後半に始まるローマ・カノン法の継受以降、二つのカテゴリーに分けられていた。一方がプロクラトルProkuratorであり、もう一方がアドヴォカートAdvokatである。プロクラトルとは、法廷に立って弁論を行う独占的権利をもつ者であり、アドヴォカートとは、依頼者に対して法的助言を行い、書面主義をとるローマ・カノン法的裁判手続において不可欠であった訴訟書類を作成する法律家であった。

プロクラトルは決まった裁判所で活動し、定員が定められていた。その理由は、法廷で弁論を行う者は公的地位を有すると考えられたからである。それに対して、法的助言や法の分析、訴訟準備は公的活動ではなく、私的活動と考えられたので、アドヴォカートには定員はなく、学問的基準を満たしていれば誰でもその職に従事することができた。もっとも、複雑な訴訟書類を作成しなければならないアドヴォカートは、通常、大学において法学教育を受けており、法学博士号を有している者も多かったのに対して、プロクラトルには大学での法学教育は必要とされていなかった。ゆえに、社会的地位はアドヴォカートの方がプロクラトルよりも高かったといわれている¹。

ところで、この二種類の弁護士職に対する民衆の信頼は、18世

紀初めには地に落ちてしまっていた。ドイツ地域の諸領邦は、弁護士職への不評を抑えるため様々な対策を取ったが、その中でもプロイセンほど徹底していた領邦はなかった。

例えば、17世紀にはすでにフリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝侯Friedrich Wilhelm von Brandenburg (1620-1688：在位1640-1688) がプロクラトールの数に厳しい上限を定めるなどして厳しい施策を講じた²。粗暴で兵隊王とも呼ばれたプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム 1世Friedrich Wilhelm I. (1688-1740：在位1713-1740) も苛烈な弁護士対策を行った。彼は1713年に即位するとすぐに司法改革を開始し、プロイセン王国の全弁護士1,200人のうち700人を解雇したのである³。

フリードリヒ 2世Friedrich II. (1712-1786：在位1740-1786) も司法改革に積極的であった。彼の下で司法大臣となったカルマーJohann Heinrich Casimir von Carmer (1720-1801) は、1780年4月14日の官房令⁴およびその理念を引き継いだ実質的な民事訴訟法典である『フリードリヒ法典』Corpus iuris Fridericianum (1781年4月26日公布) において弁護士と裁判官と依頼人の関係を根本的に変更したのである。すなわち、依頼人の私的な代理人としての弁護士職は廃止され、司法補助官Assistenzratという名称をもつ国家の新しい司法官が誕生した。この下級司法官は、裁判官の補助としての任務を有し、基本的に依頼人のためではなく、真実を明らかにするために働いた。ゆえに、発見した証拠が依頼人の不利になろうとも裁判官に提出せざるを得なかったのである。そして、彼らの俸給は国庫である手数料金庫から支払われた。当事者は司法補助官を自由に選択することはできず、裁判所が割り当てた。こうして弁護士は国家官吏となったのである⁵。

また、プロイセンは1780年12月18日の命令において新しい役職を用意した。それが司法委員Justizkommissarである。上記の司法補助官は訴訟の際に置かれたが、司法委員は非訟事件や裁判所

外の法的助言活動の際に活動が認められた。司法委員には、司法補助官とは違い定員はなく、依頼人は自由に司法委員を選ぶことができた。そして、司法補助官は裁判所に出廷できたが、司法委員は法廷に出ることはできなかつたのである⁶。

しかし、この司法補助官という新しい官職は裁判官からも依頼人からも不評で大きな反対に遭い、すぐに機能しなくなってしまった。そこで当局は、当事者が出廷しない場合には司法委員を代理人として出廷することを認めるなど司法委員の活動範囲を徐々に拡大していき、1793年9月20日の布告によって依頼人あらゆる事件において司法委員を審理の場に同行させることを認めたのである。フリードリヒ法典の改訂版である『プロイセン一般裁判所法』Allgemeine Gerichtsordnung für die Preußischen Staaten（1793年7月6日公布）の中にはすでに司法補助官に関する規定はなかつた。このようにして、司法補助官は廃止され、司法委員がその役目を引き継ぐことになったのである⁷。

しかしながら、これにより自由な弁護士職が復活したわけではなかつた。確かに、当事者は司法委員を自分で選べるようになり、司法委員は報酬を手数料金庫からではなく、当事者から受け取ることになった。しかし、司法委員の官吏的性格がなくなつたわけではなく、彼らは裁判所の補助的官吏、つまり正規裁判官に仕える二級の司法官的存在であり続けた⁸。司法委員は、「真の公僕」と捉えられ⁹、官吏の服務宣誓を行つていた。また、彼らは裁判所と司法大臣の監督権の下に置かれ、簡単に罷免された。そして何よりも司法委員の任命権をもつのは司法大臣であり、司法委員の数および誰を任命するかは司法大臣の裁量で決定された¹⁰。

このようにして、プロイセンの弁護士は官吏的存在となり、定員制の下に置かれることになったのである。

第2節 弁護士自由化への動き

19世紀に入ると個人が国家からの自由を勝ち取ろうとする動きや国家活動が適法であるか否かを市民社会が監視しようとする傾向と軌を一にして、対外的にも対内的にも国家の監督や規律から自由である法律家層が国家による司法・行政活動を監視しているという運動が盛んになった。

この時流に乗って1860年代初めから弁護士の自由化が強く主張されるようになった。プロイセンでは1861年8月23日に、弁護士自由化を綱領として掲げる「プロイセン弁護士協会」Verein der Preußischen Rechtsanwälteが設立された。しかし、何よりも決定的な影響を及ぼしたのが1867年に出版されたルドルフ・フォン・グナイストRudolf von Gneist（1816-1895）の『自由弁護士論』Freie Advocaturである。この書籍によってはじめて弁護士の自由を求める闘いは学問的、国家政策的な水準にまで高められたといえる¹¹。

この書物においてグナイストは、プロイセンにおける「弁護士の官吏的性格」および「弁護士職の定員制」を痛烈に批判した。そして、国家試験等により一定の法律専門知識を有することが証明された者は、誰でも弁護士として認可すべきであり、後は自由競争という需要と供給の経済法則に任せるべきであるという主張を行った¹²。

グナイストの著作は大成功を収め、弁護士自由化という理念は短期間のうちに批判を許さぬ政治的ドグマにまで高められたのである。1868年にハンブルクで開催されたドイツ法曹大会Deutsche Juristentag（議長は、グナイストその人であった）において弁護士自由化が議決されたが、これも当然の成り行きであった。その後、グナイストの理念は1878年の弁護士法において具現化されることになる¹³。

弁護士法は、弁護士の官吏的性格の否定と同時に定員制の廃止

も規定している。すなわち、弁護士法は13条において「申請先の裁判所は、当該裁判所における認可弁護士数を増加させる必要がないことを理由に、当該認可を拒否してはならない」(Die Zulassung bei dem im Antrage bezeichneten Gerichte darf wegen mangelnden Bedürfnisses zur Vermehrung der Zahl der bei demselben zugelassenen Rechtsanwälte nicht versagt werden)と規定し、定員制を明確に否定したのである。

第3節 定員制復活までの動き

1879年に弁護士法が施行されて以来、ドイツ(帝政ドイツ)における弁護士数は増加し続けた。とくにプロイセン王国(プロイセン王国は、帝政ドイツを構成する連邦国家の一つであった)では定員制に起因する弁護士不足が顕著であったため、増加数も大きかった。例えば、ベルリンでは1879年に98人だった弁護士が、1880年には250人、1890年には834人、1905年までには1,000人に達している¹⁴。

ドイツ全体で見ても、1880年に4,112人であった弁護士数は、1899年には6,629人、1905年には7,863人、1911年には10,844人となっている。当時、ドイツの人口も急激に増加しているが、それを超えて弁護士数が増加していることは、弁護士一人当たりの人口数が、1880年には10,967人であったのが、1899年には8,334人、1905年には7,670人、1911年には6,027人と減少していることから分かる¹⁵。

弁護士数の急増とともに弁護士の過剰問題が意識されるようになった。ただし、この問題を最初に警告したのは弁護士団体ではなく司法行政だったのである。プロイセン司法省は1885年4月11日の回状Umlaufverfügungにおいて、数多くの弁護士会、とくに大都市の弁護士会が弁護士過剰の存在とそれによる弁護士収入の減少を訴えていることを指摘し、プロイセンの各弁護士会に弁護

士過剰が生じているか否かを回答するよう求めた。ベルリンやツェレの弁護士会は、弁護士過剰を一部認めたものの、それを解消するための対応措置まで要求しなかったので、司法省もそれ以上の介入は行わなかった¹⁶。

その2年後にはプロイセンの司法大臣が、1887年10月27日の告示Berichtにおいて激増する弁護士数について語っている。例えば、1881年終わりには1,986人であった弁護士が1887年の初めには2,679人となり、割合にして約35%増加しているのに対し、同時期のプロイセンの人口増加は約4%に過ぎないと述べている。ただし、今回も司法省は定員制を導入しなかった。なぜなら、弁護士密度が高い大都市の裁判所を避けて、地方の小規模な区裁判所管区において開業する弁護士が増えていることを確認したからである。司法行政は、弁護士の地方分散をできるだけ促すため、大都市の裁判所管区で開業する弁護士よりも小規模な区裁判所管区で開業する者に対して、より早く公証人資格を与えることを原則としていた¹⁷。

さらに、プロイセン司法大臣は1894年3月19日の布告Erlaßにより、各弁護士会に対して、弁護士数が増加するなか、弁護士層の名誉を維持するために定員制の導入も含めた立法的な介入が必要か否かについて意見表明するよう要請している¹⁸。

それに対する回答は弁護士会により様々であった。大都市がある弁護士会では弁護士過剰が存在すると答え、定員制の導入に賛成するところもあったが、地方では否定的であった。ドイツ弁護士協会Deutscher Anwaltsverein (DAV) も司法大臣の布告に促され、1894年にシュトゥットガルトで開催予定の第12回ドイツ弁護士大会Deutscher Anwaltstagにおいて、弁護士職の自由認可への制限について議論することとし、ミュンヘンの弁護士で司法顧問官であるペムゼルHerman Pemselに大会での議論を委ねた¹⁹。

ペムゼルは、各地域弁護士会の回答を考察した結果、弁護士自

由化以降に過度の弁護士増加が生じたのは、少数の地域のみであり、弁護士法により付与された弁護士の自由に対して立法が介入すべきではないと指摘し、定員制の導入を否定した。彼は定員制のことをプロイセンの旧任用方式の劣化版に他ならないとまで述べている。それと同時に彼は、国家試験合格者が早急軽率に弁護士職に参入することを防止することが司法および弁護士の名誉のためになると述べ、第2次国家試験合格後に少なくとも2年間の実務教育を課すことを提案したのである²⁰。

しかしながら、彼は定員制を否定しながらも自由競争にすべて任せるべきとは考えていなかった。彼は次のように述べる。「ドイツの弁護士組織は、営業組織の問題としてではなく、司法組織の問題として捉えられるべきである。利益至上主義（マンチェスター主義Manchesterthum）は、ここでは問題にならない。国家は、司法組織の健全性について責任を放棄してはならない。もし急増している収入の危機が弁護士層の誠実さを減少させるならば、また、ふさわしくない人々の弁護士層への参入が弁護士の名声に傷を付けるおそれがあるなら、国家は、弁護士職の自由と対立することがあっても、脅かされている司法の利益を守るという任務をなさねばならない。ただし、それが立法的介入を正当化するほどに弁護士の苦境が大きいのか否かを慎重に判断しなければならない²¹。」

このようにペムゼルは、司法組織の健全性に危機が及ぶならば定員制を導入することを視野に入れつつも、立法的措置を必要とするほどまでの弁護士過剰は存在していないとして定員制には反対した。そして1894年のドイツ弁護士大会も、自由認可の原則に批判を加えるにはまだ時が熟していないとして定員制をほぼ満場一致（170対2）で否定したのである。同時に、国家試験合格後、2年間の実務教育を課すというペムゼル自身の提案も否決された（94対60）。この結果を受けて、プロイセン司法省は弁護士の自

由認可に何らかの制限を加える計画を取り止め、1878年弁護士法のルールがそのまま維持されたのである²²。

20世紀に入ると弁護士の生活はさらに厳しくなり、弁護士の自由認可に対する批判は増大していった。この議論に重要な一石を投げたのがマインツの弁護士であるゾルダンHans Soldanである。彼は1908年に弁護士層の経済的利益の向上を目的とする「ドイツ弁護士経済同盟」Wirtschaftlicher Verband Deutscher Rechtsanwälteを設立し、自由認可の制限を求める積極的な発言を行った²³。

ゾルダンは自由認可を当然の公理として扱うことを止めるよう主張し、「弁護士職の自由」と「認可の自由」はイコールでないと述べた。彼は、司法の廉直性を保つためには国家からの自由のみならず、依頼人からの自由もまた不可欠であると主張したのである。すなわち、日々の糧にも苦勞する弁護士は依頼人に従属してしまうのであり、弁護士の独立性と自由を守るためには、弁護士の経済的自立が必要だと訴えた。ここに弁護士の自由と独立を守るためには、弁護士の経済生活を担保する定員制が必要であり、定員制の導入と弁護士職の自由は矛盾しないという画期的な考え方が生まれたのである。それは、弁護士職は上（国家）からの介入のみならず、下（依頼人）からの介入からも自由でなければならないという考えであり、定員制を依頼人からの自由をもたらす制度として積極的に評価するものであった²⁴。

この新たな定員制の正当化により、認可の自由に対する批判が公に是認されることになり、定員制の問題を扱う文献の数も増加した。そのような状況の中でヴェルツブルクにおいて1911年に開催されたドイツ弁護士大会の議題は、「弁護士職の過剰に対抗するために立法措置を行うことは望ましいか」となったのである²⁵。

ヴェルツブルク大会では、定員制反対派も賛成派も同様に自らを「自由な弁護士」の擁護者として論を闘わせた。定員制の反対者であるフリートレンダー Max Friedländerは、自由競争こそが

最も経験があり勤勉な弁護士にとって有利な制度であるのに対し、定員制は特権者を生み出すと批判した²⁶。

しかし、そのフリートレーダー自身も定員制における弁護士の選定が国や裁判所の恣意によって行われるのでなければ、その導入自体は「自由な弁護士職」に対する侵害ではないとしている。なぜなら、そのような定員制は定員の枠内で認可の自由を維持するからである。また、彼は弁護士職と商売を峻別し、収入の減少が与える影響が違ふと論じる。「競争により商人の収入が減ったとしても、それは確かに残念ではあるが自由競争が生み出す経済現象に過ぎない。しかし、弁護士職は商売ではなく、司法の重要で不可欠な要素の一つであり、国家や国民は、その不可侵性と繁栄に直接的で重大な関心を寄せているのである。当事者の奴隷に墮さない限りにおいてのみ弁護士は法の奉仕者となれるのである。弁護士は独立した助け手であり、助言者であるべきで、彼らの下僕ではないのである²⁷。」

しかしながら、彼は「定員制自体は自由な弁護士の原則に対する侵害ではない」としながらも、「定員制は必然的に『自由な弁護士』から遠ざかり、その廃止への論理的橋渡しとなる」ので定員制に反対すると述べている²⁸。

議論の末、ヴェルツブルクのドイツ弁護士大会において定員制の導入は否決されたが、1894年のシュトゥットガルトの同大会では定員制が170対2で否決されたのに対し、ヴェルツブルクでは611対243での否決であった²⁹。

その後、弁護士過剰はますます激化していった。1880年に4,112人であった弁護士数は1911年には10,844人に増加し、弁護士一人当たりの住民数は10,967人から6,027人に減少した³⁰。

そのような中で上記のゾルダン、1911年にドイツの弁護士に対して定員制の是非を問うアンケートを行い、回答した3,618人の弁護士のうち、およそ2,114人が定員制に賛成している。同時期に、ヴェ

ルツブルクでの弁護士大会決議に反対するラインラントおよびヴェストファレンの弁護士たちは、「ライン・ヴェストファレン弁護士協会」 Vereinigung rheinisch-westfälischer Rechtsanwälteを設立した。その指導者であるゾーリンゲンの弁護士ノエストNoestは当協会の設立目的を次のように語っている。「ライン・ヴェストファレン弁護士協会は、弁護士層の無価値化に対抗し、とりわけ認可を制限することにより弁護士階級の過剰を抑止することを任務とする³¹。」

また、当協会は1913年に定員制の導入が必要か否かを問うアンケートを全ドイツの弁護士に対して行い、当時の弁護士約11,000人のうち、7,527人から回答を得た。その結果は6,482人が認可の数的制限に賛成というものであった。これは、当時のドイツにおける全弁護士の過半数に当たる³²。

ところが、1913年のシュトゥットガルトにおけるドイツ弁護士大会でも定員制導入賛成派は多数を取ることはできなかった。確かに、1913年には弁護士過剰や認可制限を取り上げた数多くの論考が出現したが、論文執筆者のほとんどは年配層であり、経済的に安定した人々であったため、自由認可の原則を直接否定することはなく、「弁護士の活動領域の拡大」や「もぐり弁護士の排除」等の比較的論争を起こしにくい「小規模諸処置」 kleine Mittelを提案するに過ぎなかった。そして、これらの諸処置は弁護士の過剰から生じる被害を表面的に軽減したに過ぎなかったのである³³。

ドイツ弁護士協会（DAV）の理事会は定員制の導入に否定的な態度を貫いた。ライン・ヴェストファレン弁護士協会は、DAVに対して臨時弁護士大会を開催するよう要求するが否決された。ところが、第一次世界大戦によりこの争いには一旦終止符が打たれることになる。そして戦後には、戦後復興のための事業が優先されたため、また、アメリカの資金が流入して好景気が出現したため、定員制の問題は先送りにされたのであった³⁴。

定員制の問題は1927年に再び息を吹き返した。なぜなら、その時期には第一次大戦後に法学部で学び、第2次国家試験に合格した者が、他の職域において仕事を見つけられず弁護士職へ殺到してきたからである。

1928年11月3日に開催された第22回DAV代議員総会Abgeordnetenversammlung des Deutschen Anwaltsvereinsにおいて認可制限の問題が議題に載せられたが、いまだに弁護士たちは否定的であった。当総会において基調報告を行ったカルステンスCarstensは、認可制限には反対したが、試補見習の認可制限および司法官試補の待機期間導入については賛成した。ところが、総会は一般的な認可制限に反対したのち、試補見習の認可制限にも反対したのである。

ライン・ヴェストファレン弁護士協会所属の弁護士たちは、ドイツ弁護士協会での発言力を強め、定員制を実現するため、1928年に「ライン・ヴェストファレン弁護士協会作業部会」Arbeitsgemeinschaft Rheinisch-westfälischer Anwaltsvereineを設立した。部会長はシュライヒャーSchleicherで、会員は約1,700名であった。この会は後の認可制限闘争の闘士となっていく³⁵。

全世界的な不況と弁護士の認可増大が結合し、厳しい状況が続く中で、各地域弁護士会の中にはDAVの理事会に臨時総会または定員制導入を決める直接投票Urabstimmungを求める動きが起こった。1929年当時、DAVはドイツ全弁護士15,881人のうち13,070人（82.3%）を擁していた。伝統的に認可制限に反対するDAVの理事会は、直接投票ではなく、地域弁護士会での間接投票と「弁護士層の過剰を防止するために、いかなる法的措置が提案されるべきか」というテーマの懸賞論文を募集することを決定した。

地域弁護士会での投票結果は以下の通りである。約16,000人の全国の弁護士のうち11,850人が188の地域弁護士会において組織

されており、そのうちの106の弁護士会（合計8,500人）が投票に参加した。そのうち、9会が認可制限に反対、4会が棄権、93会が賛成であった。賛成の内訳は、64会が弁護士の定員制に賛成、16会が試補見習の定員制に賛成、19会が司法官試補の待機期間に賛成であった。このように過半数が認可制限に賛成であった。

懸賞論文を受賞したのは、レヴィンLevinの「弁護士の窮地」Die Notlage der Anwaltschaft、バルBallの「手数料規定の緩和」Gebührenlockerungであった。両者とも認可制限には賛成の立場ではなく、いわゆる「小規模諸処置」路線であった³⁶。

1930年3月22・23日に開催されたライプツィヒのドイツ弁護士大会でも定員制は取り上げられた。そして、あらゆる形の定員制を拒否するという議案は59対55の僅差で否決された。ここに新たな一歩が記されたのである。ところが、一時的な非常措置として認可最大数を制限しようとするシーヴェカンプSchievekampの提案も71対44で否決されてしまった。この煮え切らない態度が代議員たちの内心の葛藤を示している。そして彼らは、定員制の賛成または反対という両極端を避け、小規模諸処置になら頼ることができる考えたのである³⁷。

しかし、小規模諸処置は、まったく成果をあげなかった。DAV指導者の一人であるディッテンベルガーDittenbergerは、1932年12月4日にベルリンで開催された第29回DAV代議員総会における報告で、弁護士会が要求した試補見習の認可制限が政府から完全に拒否されたこと、さらに、司法官試補の待機期間の問題について政府からの実際的な援助が示されなかったことを認めなければならなかった。当時の政府の責任者は、後に10年間ナチス政権下で司法大臣を務めるギュルトナーFranz Gürtnerであった³⁸。

当該総会では、「ドイツ弁護士職の状況と運命」のみについて議論された。基調報告を行ったツェレのホーデンベルクFreiherr von Hodenbergは、認可制限による弁護士職の保護の必要性を訴

えた。ホーデンベルクは弁護士の定員制およびそれを支えるための3年間の弁護士職への認可停止を要求した。当該代議員総会の投票では、3年間の弁護士認可停止を127対19で、弁護士定員制を115対31で承認した。これらの投票は記名制で行われた。ここにドイツ弁護士協会において定員制導入への意見の一致が形成されたのである³⁹。

第2章 弁護士定員制に関する議論

これまではドイツ地域における定員制の歴史を見てきたが、これからは定員制に対する反対論そして賛成論を具体的に考察していきたい。

第1節 定員制反対論

定員制反対論は、弁護士の官吏的性格を否定し、司法省・裁判所に対する従属を拒否し、自由競争こそが弁護士の適正数を決定すると考える立場である。その論者はDAVおよび各地域弁護士会の理事など、弁護士職を代表するような立場の者が多かった。当然ながらグナイストはこの立場であり、それ以外の論者もグナイストの擁護者であった。その具体的主張を見ていきたい。

①弁護士は官吏的性格をもつべきではなく、司法省や裁判所の監督から自由でなければならない。

グナイストは、個人の権利や利益を代表するのは国家ではなく弁護士であり、個人の権利・利益を擁護するために国家と対峙する必要がある弁護士が官吏的性格を帯びているのは許されないと考えた。また、弁護士職が尊厳ある地位に就くためには、自由職となることが不可欠なのだ信じていた。彼にとって「国家官吏としての弁護士というものは、解決不能な矛盾」なのである。

さらに、当時の弁護士はその活動について司法省や裁判所から

監督されていたが、それも国家と対等な関係に立つべき弁護士職にとっては、受け入れがたいことであると彼は考えた。ゆえに、中央官庁が定員数を決めて各裁判所管区に割り振る定員制を拒否したのである⁴⁰。

②弁護士職の水準を高めるためには自由競争が必須である。

グナイストは、弁護士の質を保つためには、決して自由競争を排除してはならないと説く。彼は知的労働には本質的に闘争と競争心という要素が不可欠だとして、自由競争を高く評価する。「競争は弁護士層の命の空気」なのだという。ゆえに、定員制ではなく、自由競争により選ばれる弁護士のみがその任務を果たせるのである⁴¹。

この①と②は、定員制反対派の中心的な主張として以後も繰り返し述べられることになる⁴²。

ところで、自由競争を賛美するグナイストではあるが、弁護士職を単なる商売と捉えはしなかった。確かに、弁護士職は官職ではない。しかし同時に、通常の営利的業務でもないのである⁴³。「弁護士職は金儲けを自己目的としてはならない」とグナイストは強調する。なぜなら、弁護士職は「法の実現」という国家の最重要任務と不可避的に結びついているからである⁴⁴。

③中央官庁が裁判所管区ごとに弁護士数を決定し、配置するのは不可能である。

グナイストが1867年に『自由弁護士論』を出版した当時、プロイセンでは中央官庁が各裁判所管区に対して各地の需要を考慮して司法委員（＝弁護士）を割り当てていた。プロイセン一般裁判所法3編7章5条は次のように謳っている。

「司法委員をどこにどれだけ任命するかは、各地の状況や人口、

交易、産業、そして訴訟の多寡やその重要性に基づく必要、および、そこから明らかになる公衆の需要に応じて決定されねばならない。ただし、公衆の法律問題において用いられ得る者を選び出す際に、一方では、公衆に対して司法委員が不足してもならないし、他方では、司法委員が過剰になってその者の生活基盤の欠如を引き起こし、生活困難と窮乏が引き金となって、住民の間に争訟を惹起・維持させたり、詐欺や横領を引き起こしたり、それに類したその他の違法行為をなしたりする契機となることのないように配慮すべきである⁴⁵。」

グナイストはこのような定員制に対して強く反対し、中央政府が適正な弁護士の数を決めるのは不可能であり、弁護士の数は自由競争に委ねるべきだと説くのである。彼にとって「需要のみが物事の基準」であった⁴⁶。経済自由主義的なこの考えは、上記の②と強く関連している⁴⁷。

④定員制により弁護士数が不足している。

グナイストは、定員制が敷かれていることによりプロイセンにおいて深刻な弁護士不足が生じていることを訴えている。

例えば、刑事裁判の際に、裕福な者は高額な弁護士費用を払って有能な弁護士に依頼することができるが、貧しい者は弁護士不足のため、刑事弁護人を見つけるのが困難である。なぜなら、民事訴訟からの報酬に頼らざるを得ない弁護士は、すべての刑事弁護を引き受ける義務はないからである。ゆえに、彼らは弁護を若手弁護士や司法官試補、さらには試補見習にまで依頼しなくてはならない。当然ながら、これは依頼人の利益とはならない⁴⁸。

また、訴訟外においても弁護士不足が存在しているとグナイストは指摘する。プロイセンでは社会の高度化・産業化とともに契約書や遺言書作成などの訴訟外業務が激増しているにもかかわらず

ず、定員制があるため少ない弁護士ではその領域をカバーできていないこと、そして、それゆえ、信頼性に欠け、能力の低い「めぐり弁護士」Winkelconsulentenが跋扈し、プロイセンの民衆が被害を受けていることを指摘するのである⁴⁹。

⑤定員制を実施すると弁護士志望者に甚大な不利益が生じる。

この説は、多くの論者により主張されている。

ヴェルナーWernerは、弁護士への扉を閉めることは、弁護士になるための準備をしている者が志望する職業に就くことを困難にするし、その結果、就職できない司法官試補がさらに増えると述べ、弁護士職の扉を閉じることに警鐘を鳴らしている⁵⁰。

フリートレンダーは、定員制への移行期間中にこそ問題が生じると述べる。なぜなら、移行期間は何世代にわたる可能性があるからである。立法者が、すでに弁護士業を営んでいる者の業務を一時的に停止させたり、弁護士職から排除したりすることは考えがたい。もし、300人の弁護士が所属している裁判所において、定員を150名と決めたとすると、新しい認可は151人が辞めた後によくやく行われることになる。これでは新人は何年待たねばならないかは分からないとして定員制への移行に反対している⁵¹。

第2節 定員制賛成論

定員制賛成論者は、実際に弁護士過剰に悩まされている工業化された大都市に多かった。彼らの主たる主張は、定員制こそが、弁護士過剰による依頼人への従属を排除し、弁護士職と司法の廉直性を守ることができるというものである。具体的に見てみよう。

①定員制は依頼人への従属を排し、弁護士職および司法の廉直性を守ることができる。

定員制賛成論者は、自分たちの職を守るというエゴイズムのた

めに定員制を導入しようとしているとの批判を断固として否定する。そうではなく、弁護士職が司法制度の不可欠の一部であり、公益性を有するため、当該身分が貧困により危機に晒される危険性が存在するから定員制が必要であると述べる。

そして、上述したように、定員制自体は「自由な弁護士職」の理念に反するものではないというのが賛成論者の主張である。彼らは定員制を敷いて、弁護士総数に上限を設定しても、国家に恣意的な選別の可能性を与えなければ弁護士職は国家からの独立を守り、国家に対する監督機能を十分に保持することができるという主張する⁵²。賛成論者が危惧するのは、弁護士の過剰によって弁護士層が貧困に陥り、依頼人の奴隷となったり不法な行為をなしたりして、結果として弁護士職および司法の廉直性を歪めてしまうことである。上からの自由・独立が大切なように、下からの自由・独立も不可欠なのである。ゆえに、「自由な弁護士職」の理念を守るためにも定員制は必要と論じるのである⁵³。

この主張は、定員制反対論の①と②への反駁ともなっている。①に対しては、国家の恣意的関与を防ぐことができれば、認可制限を設けようが国家に従属することはないと主張する。②に対しては、無制限な弁護士流入に伴う過大な自由競争こそが弁護士職の倫理観を麻痺させ、ひいては司法を墮落させると主張するのである。

具体的にどのような危険が存在するのであろうか。エルラー Georg Erlerによると、弁護士による訴訟の攪乱や証拠隠蔽、裁判官や陪審員に対する判決・評決の誤導が考えられるという。訴訟外でも経済法や税法の分野で法律の抜け穴を助言する厚顔無恥な弁護士が出てくると指摘している⁵⁴。

②「定員制を実施すると弁護士志望者に甚大な不利益が生じる」
との主張に対する反駁

定員制反対論の⑤において、反対派は「弁護士への扉を閉めることは、弁護士志望者に甚大な不利益をもたらす」と論じているが、賛成派は次のように反駁する。

認可制限は、すでに1885年と1894年にプロイセン司法省から提案されている。このことを知りつつ法学を学んでいる者は、国家試験に合格した後、すぐに弁護士になれるという期待をもつべきではないのである。浮ついた気持ちで過剰が顕著である職を志望した若者は、これ以上の過剰に耐えることができない職業に潜り込む権利を主張することなどできない⁵⁵。

また、ノエストNoestは次のように述べて、定員制が若手弁護士の利益にもなると主張する。すなわち、定員制を導入すると参入時に若者に対して困難をもたらしてしまうのは確かである。しかしながら、認可制限によって得をするのは実は若い世代である。なぜなら、年配の世代は、認可制限の恩恵を受ける前に退職してしまうが、若い世代は幾年か後に名声が約束され、経済的にも保障された弁護士職に就くことができるからである⁵⁶。

③「定員制は有能な者を排除する」との主張に対する反駁

定員制賛成論者は、「定員制は最初に参入した者を優遇し、有能な者を排除してしまうのではないか⁵⁷」という主張に対して次のように反駁している。

プロイセン司法省は、才能の乏しい試補に対して、採用の見込みはないことを伝えている。裁判官や検察官や官僚として登用されないこれらの試補はどのような職業に就くかという点、通常であれば、認可制限がなされていない弁護士となる。そうすると、才能に乏しい人材が弁護士職に参入してしまうことになる。これらの試補が弁護士職に就くのを防止することは、有能な者を排除

することにはならないのであり、弁護士職および司法の権威を保つことに寄与するのである⁵⁸。

第3節 小括

定員制反対論と賛成論を見てきたが、両者とも「自由な弁護士職」を究極的価値として認めているのがこの議論の複雑なところである。反対論者は、弁護士の国家からの自由、つまり上からの自由こそが自由な弁護士職に必要であると主張するのに対し、賛成論者は、弁護士過剰に起因する依頼人への従属からの自由、すなわち下からの自由こそが自由な弁護士職に必須であると述べる。

また、ドイツ地域において弁護士数が増加しており、国民一人当たりの弁護士数が減少している、つまり弁護士密度が高まっていることは両者とも資料を確認しつつ認めている。

しかし、それに対する解釈がきわめて異なるのである。反対論者は、旧プロイセンの司法委員の時代に戻らないために、さらに、弁護士の質を担保するためにも弁護士過剰は一つの必要悪であると捉えている。それに対し賛成論者は、国家からの脅威よりも貧困による弁護士の墮落という悪の方が恐ろしいのであり、ドイツ司法の廉直性を守るためには弁護士過剰をなんとしてでも除去する必要があると捉えるのである。

問題は、両者とも肝心の点を証明できなかった点にある。反対論者は、国家が恣意的な関与をしない定員制または認可制限の導入が、国家からの介入・干渉を招くこと、そして、それが弁護士の質を下げることを証明できなかった。賛成論者は、定員制・認可制限を導入しなければ、論じられているような依頼人への従属やそれによる弁護士・司法の腐敗が実際に頻発すると証明できなかったのである。両者とも観念的な議論であったといえよう。

唯一の事実、DAVや弁護士会の理事などの著名で裕福な弁護士を除いて、一般の弁護士の収入が下がり、生活が苦しくなっ

たことである。そして、この皮膚感覚が定員制導入決議を最終的にもたらしたのではないかと思われる。

おわりに

1932年12月4日の第29回DAV代議員総会において定員制導入が認められた後、1933年2月8日、DAVの代表たちは司法大臣に「弁護士認可停止法」Anwaltssperrgesetzの草案を手渡した。それはヒトラー内閣が成立した1933年1月30日直後のことである。その草案は第1条において1936年6月1日まで弁護士認可の停止を求めるものであった⁵⁹。

ところが、当初ナチス政権は一般的な認可制限を導入する気はなかった。なぜなら、若者や有能な後継者の躍進を妨害し、困難とすることは、ナチスの諸原則に反すると考えられたからである。ナチス政権がまず狙ったのは、比較的年齢層が高く、自由思想をもった法律家を弁護士職から排除することであり、そのために、失敗には終わったが、弁護士の65歳定年制を導入しようとしたのである⁶⁰。

このように、認可制限の導入自体はナチス思想に起因するものではなく、それまでの定員制に関する議論の帰結であった⁶¹。しかし、ナチスは弁護士の要求に応えることが、弁護士層を掌握するために、また、ナチスがふさわしくないと考える弁護士を排除するために得策であると考えたのである。そのため、ナチスは徐々に認可制限を承認するようになっていく。その第一歩となったのが、1934年12月20日の『弁護士法改正第1法律』Erstes Gesetz zur Änderung der Rechtsanwaltsordnung vom 20. 12. 1934の制定である。この法律は、緊急措置として住人15万人以上の大都市の裁判所管区への弁護士の流入を禁止するものであった⁶²。

1935年12月13日の『弁護士法改正第2法律』Zweites Gesetz zur Änderung der Rechtsanwaltsordnung vom 13. 12. 1935⁶³の15条

は、「各裁判所には、秩序だった司法に有益である以上の弁護士が認可されてはならない」と規定し、いわゆる「弁護士需要」の考え方をもち込んだ。しかし、この弁護士需要条項は、将来の弁護士を「秩序だった司法に有益」か否かではなく、政治的基準に基づいて選抜するための道具となっていく。これ以降、弁護士職への参入を自由に阻止することが可能になったのである。参入拒否の理由は、曖昧模糊なものでも問題ないとされ、司法行政および最終的には帝国司法大臣の自由裁量に委ねられた⁶⁴。そして最終的には、上記の第2法律の15条が1項と2項に分割された(文言は同じ)1936年2月21日の『帝国弁護士法』Reichs-Rechtsanwaltsordnung⁶⁵の15条2項において認可制限は法的に完成する。

このように、ドイツの弁護士は皮肉にも1932年の決議において下からの自由を勝ち取ったと思った瞬間に、ナチスという上からの力に隷属させられたのである。ただ、ユダヤ人や反体制派弁護士を除く当時の弁護士が、この状況を苦痛に思ったかは疑問である。ユダヤ人等の弁護士が大量に排除されたため弁護士過剰は緩和されたのである⁶⁶。

ドイツの弁護士層は、ナチスに対して組織的な抵抗をすることができなかった。その理由の一つとして挙げられるのが、弁護士層内部における深刻な対立の存在である。定員制およびその他の問題をめぐる激烈な論争が弁護士層内部に分裂を引き起こし、一枚岩となることができなかったのである。その背景には、裕福で、伝統的な自由主義を信奉する指導層(DAV・地域弁護士会の理事たち)とその他の貧困に悩む一般の弁護士層の対立があり、弁護士職の指導層は、その対立を解消することができなかったというのである⁶⁷。

第二次世界大戦後、ドイツにおいて弁護士の認可制限は占領地域によって様々ではあるが一部存続した。しかし、1956年に連邦

憲法裁判所が、弁護士需要に基づく認可制限を『基本法』12条の職業選択の自由に反して違憲であると判示し、認可制限は最終的に廃止されたのである⁶⁸。認可制限を認めない現在のドイツにおいて弁護士過剰問題は存在しないのか、また、日本の弁護士職は認可制限を必要としているのか否かについて今後考察していきたいと考える。

【注】

- 1 Kenneth F. Ledford, *From General Estate to Special Interest-German Lawyers 1878-1933*, Cambridge 1996, pp. 29-30; Adolf Weißler, *Geschichte der Rechtsanwaltschaft*, Leipzig 1905, S. 296.
- 2 Ledford, pp. 30-31.
- 3 Christian Grahl, *Die Abschaffung der Advokatur unter Friedrich dem Großen - Prozeßbetrieb und Parteibeistand im preußischen Zivilgerichtsverfahren bis zum Ende des 18. Jahrhunderts unter besonderer Berücksichtigung der Materialien zum Corpus Juris Fridericianum von 1781*, Göttingen 1993, S. 29; Weißler, S. 297-298.
定員外となった弁護士は、「職を辞めて、他の職業をはじめ」ことを命じられた。また、王の認可なく実務活動を行えば、「焼き印を押して…膝を永久に荷車につなぐ（強制労働させる）」と脅されたのである。また、活動を許可された弁護士は、法廷内・法廷外を問わず「アドヴォカートは、膝までの黒く短いマントを着用し、プロクラートルは、マントなしで黒い上着を着用し、それには胸までの折り返しを付けなければならない」と命じられ、従わないと強制労働が科せられた。その目的についてフリードリヒ・ヴィルヘルム1世は、「人々が遠くから詐欺師を見分け、身を守ることができるように」するためだと語ったと伝えられている。（Weißler, S. 310.）Grahlは、「マントなしで黒い上着を着用し、それには胸に届く縁取りを付けなければならない」とのみ記している。（Grahl, S. 29.）
- 4 “Allerhöchste Königliche Cabinets-Order die Verbesserung des Justitz-Wesens betreffend vom 14. April 1780”, in: *Novum corpus constitutum Prussico-Brandenburgium praecipue marchicarum, oder, neue Sammlung Königl. Preussl. und Churfürstl. Brandenburgischer, sonderlich in der Chur- und Marck-Brandenburg, wie auch andern Provinzien publicirten und ergangenen Ordnungen, edicten, mandaten, rescripten*,

etc. Von 1776. 1777. 1778. 1779 und 1780. als der Sechste Band, Berlin 1781, Sp. 1935-1944.; *Corpus Juris Fridericianum. Erstes Buch von den Prozeß-Ordnung*, Berlin 1781, S. VI.

- 5 Ledford, pp. 32-33.
- 6 Ledford, pp. 33-34; Weißler, S. 353.
- 7 Weißler, S. 356-358; Rudolf von Gneist, *Freie Advocatur. Die erste Forderung aller Justizreform in Preußen*, Berlin 1867, S. 11-12.
- 8 Gneist, S. 12-13.
- 9 プロイセン一般裁判所法3編7章3条 (Anh. § 462) *Allgemeine Gerichtsordnung für die Preußischen Staaten*, Teil 2 und Teil 3, Neue Ausgabe, Berlin 1835, S. 153.
- 10 Gneist, S. 13-14.
- 11 Georg Erler, *Rechtsnot durch Anwaltsnot, Denkschrift zum Numerus Clausus vorgelegt von der Vereinigung der Rechtsanwaltskammern der britischen Zone* (Hamm, o. J. [um 1949]) S. 14-15.
- 12 Gneist, S. 50-51, 56-57.
- 13 Erler, S. 16-17.
- 14 Weißler, S. 603; Ledford, p. 249. Weißlerは、ユダヤ人を司法職から排除することが、弁護士職への殺到をもたらし、破滅的な結果をもたらしかねないと警告している。(Weißler, S. 603)
- 15 Erler, S. 60.
- 16 Ledford, p. 250; Erler, S. 19.
- 17 “Der Bericht über die Justizverwaltung und Rechtspflege in Preußen. 1882-1887. Seiner Majestät dem Kaiser und König vom Justizminister erstattet am 27. Oktober 1887”, *Juristische Wochenschrift* 17 (1888) S. 6-7.
- 18 “Zur Freizügigkeit der Rechtsanwaltschaft”, *Juristische Wochenschrift* 23 (1894) S. 177.

その時になされた諸提案としては、次のものがある。①定員制の導入、②弁護士認可の前に試補に対して約2年間の裁判所、他の諸官庁または弁護士の補助としての活動を義務付ける、③地方裁判所、とりわけ上級地方裁判所に、より有能でより長期間の実務経験を有する弁護士を確保し、同時に若手弁護士が大都市に流入するのをある程度抑制するため、少なくとも3年間、区裁判所の弁護士等として活動した後でなければ、合議制裁判所 (= 地方裁判所・上級地方裁判所) での認可を認めない、④5年間の弁護士活動、もしくは、3年間の裁判官・検

-
- 察官活動、または、第2次国家試験合格後少なくとも8年間は経っていないならば、上級地方裁判所、地方裁判所、またはそれらの裁判所の所在地にある区裁判所での認可は認めない。(“Zur Freizügigkeit der Rechtsanwaltschaft”, S. 177-179.)
- 19 Ledford, pp. 251-252.
- 20 Hermann Pemsel, “Bericht über die Zulässigkeit von Beschränkungen der freien Advokatur”, Beilage zu Nr.51/52, *Juristische Wochenschrift* 23 (1894), S. 6-16, 21.
定員制に賛成の回答をした弁護士会は、Naumburg, Hamm, Celle, Kasselであり、反対したのは、Posen, Königsberg, Marienwerder, Berlin, Frankfurt, Kiel, Stettin, Köln, Breslauの弁護士会であった。(Pemsel, S. 9.)
- 21 Pemsel, S. 3.
- 22 “Verhandlungen des XII. deutschen Anwaltstages zu Stuttgart am Dienstag, den 11. September 1894”, *Juristische Wochenschrift* 23 (1894), Beilage zu Nr.55, S. 3-4, 32-33; Ledford, pp. 253-254.
- 23 Ledford, p. 255. Ledfordはドイツ弁護士経済同盟の設立年を1907年と記述しているが、ハンス・ゾルダン財団Hans Soldan Stiftungの公式サイトには1908年と記してある。(https://www.soldanstiftung.de/stiftung/index.html)
- 24 Erler, S. 23-24.
- 25 Max Friedländer, “Empfehlen sich gesetzgeberische Maßnahmen gegen eine Überfüllung des Anwaltstandes?”, *Juristische Wochenschrift* 40 (1911), Beilage zu Nr.11, S. 1-25.
(以下、Friedländer, Empfehlen sichと略す。)
- 26 Max Friedländer, “Der numerus clausus”, *Juristische Wochenschrift* 39 (1910) S. 97. (以下、Friedländer, numerus claususと略す。)
Friedländer, Empfehlen sich, S.1 7-18.
- 27 Friedländer, Empfehlen sich, S. 9.
- 28 Friedländer, Empfehlen sich, S. 16.
- 29 Erler, S. 24.
- 30 Erler, S. 25, 60. Erlerは、25頁において10,844人ではなく10,840人、10,967人ではなく10,970人と記載しているが、概数で記述する必要もなく、そもそも概数ともいえないので、当該書籍60頁の表をもとに正確な数値を記載した。
- 31 Erler, S. 25.
- 32 Erler, S. 25-26. Ledfordは、当該アンケートに回答した弁護士数を7,481

-
- 人、認可制限賛成者数を6,447人、反対者を1,034人と記載しており、Erlerの数と食い違っている。Noestの論文を確認したところ、Noestが記載している数とErlerの数⁴が一致したので、Erlerの記述を載せることにした。(Noest, “Plebiszit”, *Juristische Wochenschrift* 43 (1914) Nr. 3, S. 183-185.
- 33 Erler, S. 26.
- 34 Erler, S. 28.
- 35 Erler, S. 29.
- 36 Erler, S. 30.
- 37 Erler, S. 31.
- 38 Erler, S. 35-36.
- 39 Erler, S. 36-41.
- 40 Gneist, S. 50-51, 54.
- 41 Gneist, S. 56-57.
- 42 例えば、②に関してFriedländerは、最も有能な者が成功を収め、弁護士層を向上させるためには自由競争が必要であり、定員制を導入すると理想とは異なる観点から選別が行われる可能性がある⁵と指摘する。
(Friedländer, *numerus clausus*, S. 97.)
- 43 Gneist, S. 50.
- 44 Gneist, S. 55.
- 45 *Allgemeine Gerichtsordnung für die Preußischen Staaten*, S. 153-154.
- 46 Gneist, S. 67.
- 47 Pemselは、裁判所と弁護士会が協議して認可を決定するという方法も、いずれにせよ裁判所が関わるのであるから良くないと述べ、この方法だと別の管轄区から応募する弁護士にとって不利になりかねないと指摘する。(Pemsel, S. 8.)
- 48 Gneist, S. 64-65.
- 49 Gneist, S. 59-61. Gneistは、ベルリンには59人の正規弁護士の他に300-400人ものもぐり弁護士が存在すると指摘している。(Gneist, S. 60.)
- 50 Werner, “numerus clausus”, *Juristische Wochenschrift* 42 (1913) Nr. 11, S. 583.
Neumannも同様の意見を述べている。Hugo Neumann, “Der numerus clausus und die Überfüllung des Juristenstandes”, *Juristische Wochenschrift* 39 (1910) Nr. 6, S. 216.
- 51 Friedländer, *numerus clausus*, S. 97.
- 52 Erler, S. 50.

53 Erlerは、定員制を次のように定義している。すなわち、定員制とは弁護士認可数を司法の需要に適合させ、同時に個々の事例において国家裁量による恣意的な選抜を排除する制度である。さらに、定員制とは次の2つの形の恣意に反対する態度である。

1. 国家が自らに都合の良い選択をしようとする恣意に反対する態度。
2. 弁護士身分をして通常ならば就かないような仕事に駆り立ててしまう景気の恣意（専横）に反対する態度である。（Erler, S. 50.）

ところで、元来の賛成派のみならず、以前の定員制反対論者のかかなりの者がまさに理念的理由から定員制に賛成するようになっていた。例えば、Hahnは、定員制の下で認可制限を行っても、法と民衆に奉仕し、良心に対してのみ責任をもつ自由な弁護士職は可能であると述べる。そして、裁判官、検察官、そして弁護士の間には一定の（適正な）数的関係があり、それら全部で司法の機関を形作っているにもかかわらず、今や裁判官と検察官の数は減っているのに、弁護士の数は激増している。これはもはや自由な弁護士職ではなく、完全に不自由な弁護士職になってしまったと指摘する。（Erler, S. 39.）

Oppenheimerも次のように論じている。今日の平均的な弁護士は、頭は上を見上げ、伝統的な自由という誇りに満ちているが、法服の下では足が萎えており、歩くことができない。彼は下に対して不自由になってしまった。すなわち依頼人に従属するようになってしまったのである。下に対する不自由も排除しなければならない。（Erler, S. 39-40.）

54 Erler, S. 53.

55 Noest, "numerus clausus", *Juristische Wochenschrift* 42 (1913) Nr. 11, S. 586.

56 Noest, numerus clausus, S. 586-587.

57 例えば、Friedländer, numerus clausus, S.97およびHirsch, "Spunkt der numerus clausus immer noch?" *Juristische Wochenschrift* 42 (1913) Nr.11, S. 192. この箇所においてHirschは、認可上限数を導入すると、無能な弁護士のみならず、有能な弁護士の参入も妨げてしまい、それは市民の弁護士の選択の幅を狭めてしまうと主張している。

58 Schenck, "Der Numerus weiter spuken", *Juristische Wochenschrift* 42 (1913) Nr. 11, S. 302-303.

59 Tillmann Krach, "Eine kleine Geschichte der deutschen Anwaltschaft -I. Abschnitt: Von den Anfängen bis 1945 ", in: Michael Streck u.a., *Historische und gesellschaftliche Grundlagen des Anwaltsberufs*, Berlin 2005, S. 44.

-
- 60 Eva Douma, *Deutsche Anwälte zwischen Demokratie und Diktatur 1930-1955*, Frankfurt a.M. 1998, S. 55.
- 61 Erlerは、ナチスがいかに定員制導入に消極的であったかを力説している。(Erler, S. 41-43.) ただし、Erlerは定員制導入賛成論者であるので、定員制とナチスが無関係であることを論証しないわけにはいかなかったのであろう。
- Krachは、弁護士職が認可制限に賛成したことは、客観的に見て、ユダヤ人弁護士に敵対するナチスの行動を容易にしたと述べている。(Tillmann Krach, *Jüdische Rechtsanwälte in Preußen. Bedeutung und Zerstörung der freien Advokatur*, München 1991, S. 75.)
- 62 RGBl. I 1934, S. 1258. (*Deutsche Justiz. Rechtspflege und Rechtspolitik*, 1935 I.halbjahr, S.6.)
- 63 RGBl. I 1935, S. 1471.
- 64 Douma, S. 55.
- 65 RGBl. I 1936, S. 108.
- 66 ナチスの弁護士政策およびユダヤ人弁護士の迫害については、拙稿「ナチス期および戦後期におけるドイツの弁護士政策」矢島基美・小林真紀編『滝沢正先生古稀記念論文集—いのち、裁判と法 比較法の新たな潮流』(三省堂、2017年)所収、208-228頁、および拙稿「ナチス期ドイツにおけるユダヤ人法的助言者」『国際交流研究』(フェリス女学院大学国際交流学部紀要) 19号 (2017年) 59-79頁をご参照いただきたい。
- 67 Ledford, pp. 294-299. その他の論争としては、区裁判所所属の弁護士に地方裁判所での弁護活動を認めるか否かを争った「同時認可」Simultanzulassungの議論がある。
- 68 Douma, S. 57-58.